## 4条・5条許可

## 添付書類一覧表(農地転用許可申請)

r5 ±1. r5 π/1.	備考
法人の定款、寄附行為、法人 1 の登記事項証明書、 団体の規約、会議録   一団体の規約、会議録   一面行規則第30条第1号、第	行為はコピーやプリントアウトで 力、会議録は法人格のない団体の場 プリントアウトを添付してもよい
2 土地の登記事項証明書   同第30条第2号、第57条第   可	供サービスのプリントアウトは不 己事項証明書を添付すること
1	
4 位置図(付近状況図) 同上 *申請地を図	図示すること
建物配置図 (利用計画図)、       同第30条第3号、第57条第         造成計画図、縦横断面図、       と項第1号         土量計算書、搬出入経路図       2項第1号    *【建築物が平面図・ ※【土石採取	経路については、区別ができるよう ・青、排水…赤、雨水…緑、で記入さい。 がある場合】 ・立面図も添付すること 文、産業廃棄物処分場などの場合】 面図、土量計算書、搬出入経路図を
6農地復元誓約書法第4条第6項第5号、第 5条第2項第6号供すること ※農地への埋	り場合、事業完了後、耕作の目的に とを申述する計画書 里め戻しには建設廃材、網下土砂な り使用は認められない。
7 賃借地等の所有者同意書 施行規則第30条第7号、第 57条第2項第5号 ・所有権以外	トの権限に基づいて申請する場合
小作人同意書(合意解約の通   同第30条第5号、第57条第   いる場合   9 項第2号	上権・賃借権等に基づく耕作者が D通知書はコピーでもよい
9 他法令許認可書写 同第47条第2号、第57条第 2号、フ	プリントアウトを添付してもよい
1 0 土地改良区意見書 同第30条 6 号、第57条第 2 項第 3 号	
1 1     取水・排水権利者同意書     転用事務処理要領第4の 1の(1)のイの(ケ)	
12     確定判決書(判決書謄本及び 判決確定証明書)、調停調書 写し     施行規則第10条第1項第 1号、第2号   ・単独申請の	
競売 (公売) を実施する旨の	-ムページのプリントアウト、新聞
14     親権者を証する書面     同第30条第7号、第57条第 2項第5号     ・未成年者の	D申請

番号	添付書類の種類	根拠	備考
1 5	住民票の写し	同上	・譲渡人の現住所が土地の登記事項証明書と異 なる場合 ・現住所の住民票のみでよい
1 6	遺産分割協議書、相続放棄申 述受理証明書等	同上	・相続未登記の場合等(遺産分割協議書は原本 還付請求に応じる。)
1 7	一時利用地指定証明書	同第30条第2号、第57条第 2項第1号	・申請地が土地改良事業の施行地(一時利用指 定を受けている)の場合
1 8	地積測量図	同第30条第7号、第57条第 2項第5号	・申請地面積が登記簿と著しく異なる場合、申 請地の形状が公図上と異なる場合等
1 9	法人貸借対照表、損益計算書、団体収支予算書	同上	<ul><li>・転用事業の確実性を資金面において判断する 資料</li><li>・概要書を添付してもよい</li><li>・コピー、プリントアウトを添付してもよい</li></ul>
2 0	事業計画書	同上	・申請者が申請地で何らかの事業を行う場合に 事業内容の詳細を記述する(申請面積(同一 転用案件について複数の申請をする場合は 申請面積の合計)が1,000㎡以上の場合、 1,000㎡未満でも事業計画の詳細を申請書に 記述できない場合に添付する)
2 1	早期転用理由書	同上	・取得後3年未満の農地を転用する場合
2 2	農林漁業者証明(農地基本台帳)	同上	・都市計画法第29条開発許可との関連確認のた め
2 3	既存施設配置図	同上	・現施設等移転の事案で、緊急必要性を明確に する場合
2 4	建築年月日確認資料	同上	・都市計画法との調整をする必要のある場合
2 5	必要な資力及び信用がある ことを証する書面	同上	・残高証明書、預貯金通帳の写し(口座名義人 と残高のわかる部分)、融資(見込、予定) 証明書、金融機関が受け付けた融資申込書の 写し、融資証明書など ・コピー、プリントアウトを添付してもよい
2 6	農地等被害防除施設の概要	同上	
2 7	その他	同第57条第3号 他	必要に応じて、始末書、誓約書など

- ・「法」は農地法、「施行規則」は農地法施行規則のこと。
- ・「原本還付請求に応じる」とした添付書類は、本物を提示すればコピーを提出してもよい場合がある。
- ・コピーやプリントアウトは水ににじまないものであること。

## 【補足事項】—備考欄—

(番号 9)都市計画法、森林法、砂防法、廃掃法、砂利採取法、道路法、河川法などの許認可書または申請書または申請書(写) (番号 14)成年後見人の場合も同様。成年後見人を証する書面を添付。

(番号20) 事業内容の詳細を確認する資料、土地選定・規模決定の理由などを明記する。

※代理人申請の場合は、委任状を添付すること。

- ※添付書類のうち発行日等の記載のあるものについては、原則、申請日より3ヶ月以内に発行されたもの。
- ※申請書および添付書類等については、3部(正本1部、副本2部)提出。添付書類の原本は全て正本に綴じてください。副本はコピーでも可としますが、申請書のみ印影のコピーは不可(法人:代表者印)